

# 生産緑地地区指定 申請の手引き (配布用)

最後の3枚が申請書類になっています。  
取り外してお使いください。

浜 松 市

# 目 次

1	生産緑地地区の指定について	・・・ 3
	(1) 生産緑地法上の指定要件	
	(2) 浜松市生産緑地地区指定指針	
	(3) 生産緑地地区指定候補地から除外される農地等	
	(4) 生産緑地地区制度の仕組み	
	(5) 提出方法	
	(6) 現地調査の実施	
2	生産緑地地区指定申出書（様式第1号）について	・・・ 8
	(1) 記載上の注意等	
	(2) 添付書類	
	(3) 申出書記載例	
3	生産緑地地区指定同意書（様式第2号）について	・・・ 14
	(1) 記載上の注意等	
	(2) 添付書類	
	(3) 所轄税務署からの生産緑地地区指定同意書	
	(4) 同意書記載例	
4	その他ご注意していただくこと	・・・ 17
5	申請様式	
	・ 指定申出書（様式第1号）	
	・ 指定同意書（様式第2号）	
	・ 承諾書（様式第3号）	

## 1 生産緑地地区の指定について

生産緑地地区は、指定申出のあった農地等<sup>※</sup>や指定同意が得られた農地等について、浜松市が指定指針に基づき審査し、都市計画の手続きを経て指定します。

※農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼。

生産緑地地区に指定された農地等の固定資産税、都市計画税は、市街化調整区域の農地と同じく農地課税となります。

また、贈与税及び相続税の納税猶予の制度について、納税猶予を既に受けている農地の場合は引き続き適用を受けることができ、適用を受けていない農地の場合は申請すれば適用を受けることができます。

更に生産緑地地区に指定されると贈与税、相続税の評価減（残営農年数等により3.5割～0.5割）が受けられます。なお、贈与税、相続税については国税となりますので、詳しくは所轄の税務署へご相談ください。

農地等を生産緑地地区に指定するためには、下記の(1)に示す法律上の指定要件をすべて満たし、かつ(2)の指定指針のいずれかに該当したうえで、(3)の指定除外地を含まないことが条件となります。

その際、農地所有者等の書面での同意が必要となります。

### (1) 生産緑地法上の指定要件（生産緑地法第3条）

市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画で生産緑地地区を定めることができます。

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地<sup>※</sup>として適しているもの

※公共施設等の敷地の用に供する土地：公共施設等の敷地とすることができる土地を広く意味するものであり、公共施設等の予定地として限定するものではない。

- ② 300㎡以上の規模の区域であること。 ⇒ 4ページ参照

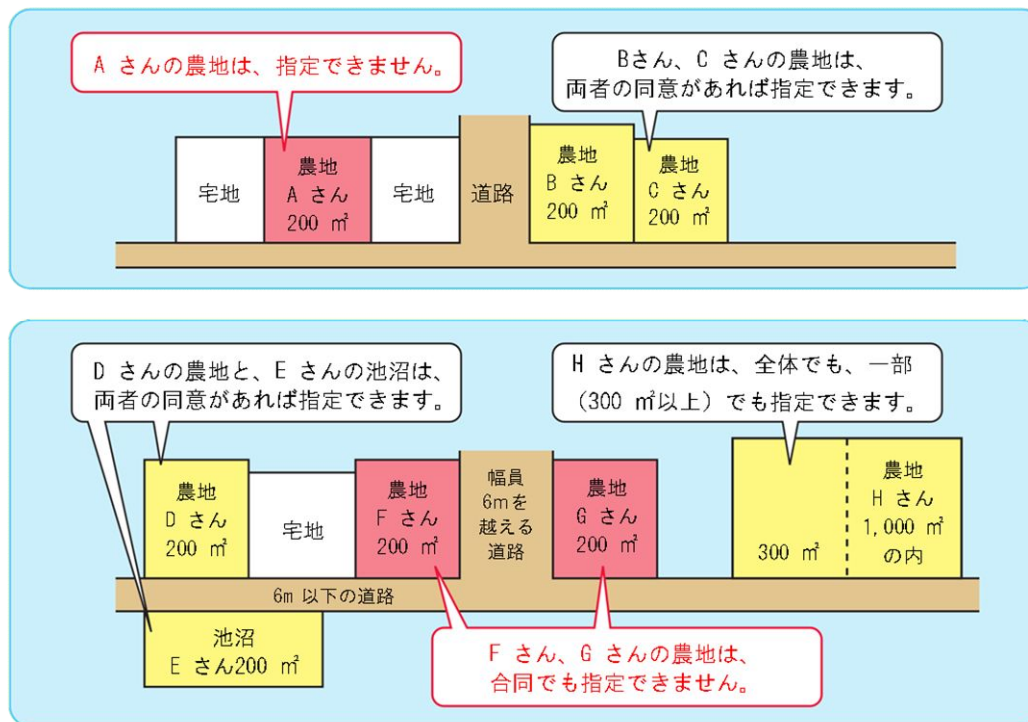
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。

□一団の農地等の取扱い ⇒ 下図を参照してください。

一筆で 300 ㎡未満の場合であっても、隣接する農地等と一体性が認められれば一団の農地等とみなされます。

なお、農地等の間に幅 6 m を上限とする道路※・水路等が介在していても一体性が認められれば一団の農地等とみなされます。

※道路：公道及び建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定された道路のこと。



## (2) 浜松市生産緑地地区指定指針

以下のいずれかの機能を持つ市街化区域農地等を生産緑地地区に指定するものとしています。

### ① 良好な生活環境確保の観点

- ア) 街区公園の機能を補う農地等
- イ) 緑化重点地区内の農地等
- ウ) 風致地区内の農地等
- エ) 市民の森・保存樹林と一体となった農地等
- オ) 動植物の生息・生育地と一体的な農地等
- カ) 学校の農園利用として活用の可能性のある農地等
- キ) 環境保全機能のある農地等

### ② 災害対策の観点

- ア) 延焼の危険性の高い地域の農地等
- イ) 液状化の危険性の高い地域の農地等
- ウ) 浸水の危険性の高い地域の農地等
- エ) 土砂災害の危険性の高い地域の農地等
- オ) 災害時の避難場所の機能を補う農地等

なお、浜松市内の全ての市街化区域農地について、多面的な機能の評価が得られています。

### (3) 生産緑地地区指定候補地から除外される農地等

#### ① 農地法第4条又は第5条\*の届出が行われている農地等

現況は農地等であるが、農地法第4条又は第5条の規定による届出が行われているものは、営農の意思がないものとみなし生産緑地地区の指定を行いません。

※農地法第4条、又は第5条：宅地等に転用するために農業委員会に提出する届出。ただし、生産緑地法第8条において許容される農業を営むために必要と認められる施設に転用される場合を除く。

#### ② 事業が行われている道路、公園、下水道等と重複するもの

都市計画法第59条の認可、又は承認が行われている都市計画施設と重複するものについては、生産緑地地区の指定を行いません。

#### ③ 土地区画整理事業の実施中・予定区域で事業に支障が生じる場合

土地区画整理事業の実施中、予定区域で事業に支障が生じる場合には、生産緑地地区の指定を行いません。

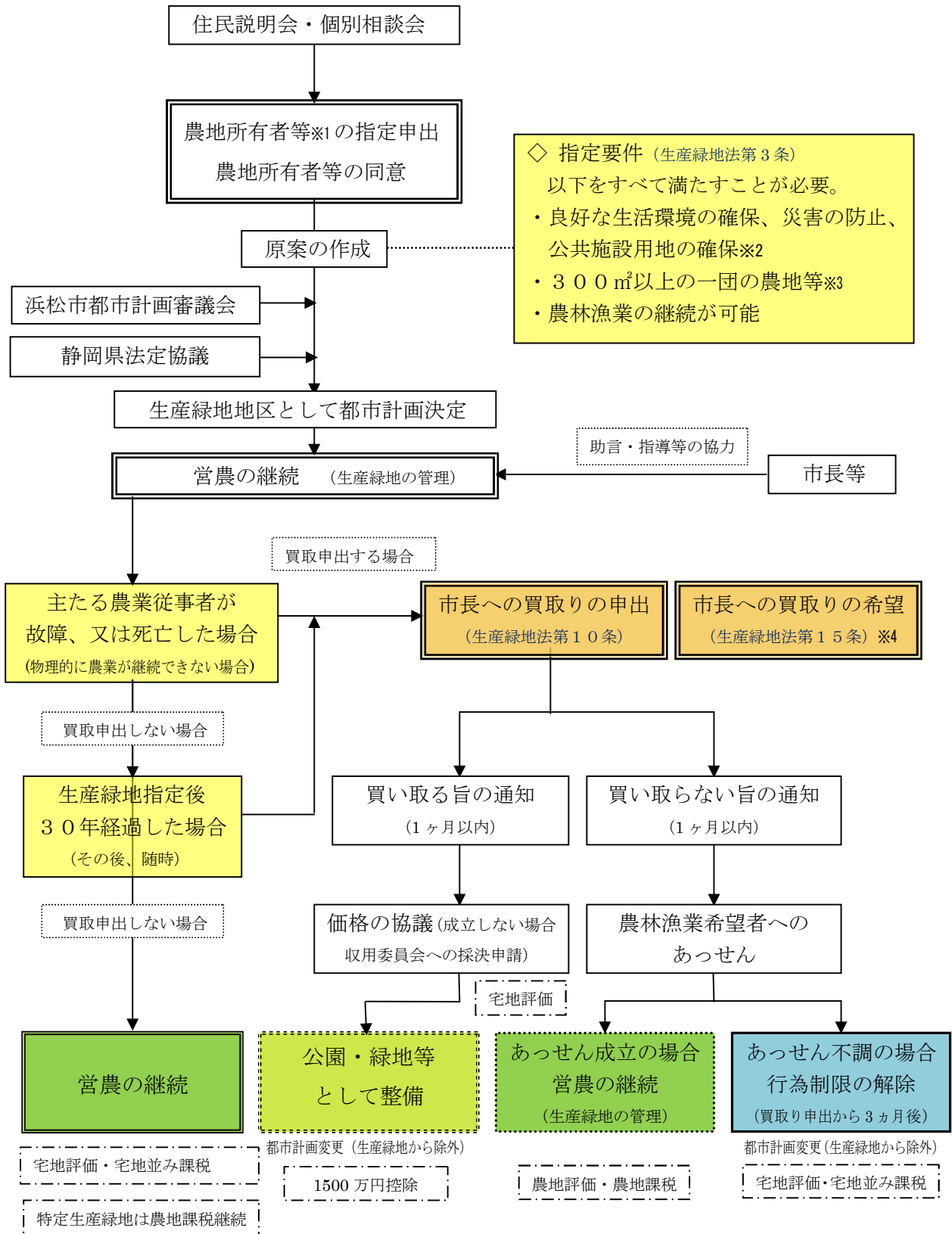
#### ④ 高度利用地区\*に指定されている区域内にあるもの

土地の有効・高度利用を図る方策を講じようとしている地区においては、原則として生産緑地地区の指定を行いません。

※高度利用地区：市街地における高度利用を図るため、容積率割増や壁面後退などを定めた地区。

生産緑地地区の制度をよくご理解いただくとともに、ご家族とよくご相談のうえ指定の申請をしていただくようお願いいたします。

#### (4) 生産緑地地区制度の仕組み



※1 農地所有者等：農地所有者等の関係権利者。(農地について所有権、対抗要件を備えた地上権等を有する関係権利者。)  
 ※2 公共施設用地の確保：公共施設等の敷地とすることができる土地を広く意味するものであり、公共施設等の予定地として限定するものではない。  
 ※3 農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼。  
 ※4 買取りの希望：生産緑地法第10条の申出ができない場合、農業従事することが困難である等の事情による買取り希望の申出ができる。ただし、買い取らない場合も行為制限の解除は発生しない。

## (5) 提出方法

### ① 提出書類

生産緑地地区の指定を申請される方は、「生産緑地地区指定申出書」(様式第1号)・「生産緑地地区指定同意書」(様式第2号)に必要な書類(添付書類を参照)を添えて、下記「③提出先」まで提出してください。

### ② 様式の取得方法

「指定申出書」(様式第1号)、「指定同意書」(様式第2号)、「承諾書」(様式第3号)は、緑政課及び区役所担当課で配布するとともに、浜松市役所ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)からもダウンロードできます。

### ③ 提出時期

年間を通じ、毎日受け付けします。ただし、市役所の閉庁日を除きます。

### ④ 提出先

申し出る農地等のある区のみちづくり推進課もしくは行政センターへ提出してください。

担当課	電話番号
中央区 まちづくり推進課	457-2778
東行政センター	424-0115
西行政センター	597-1117
南行政センター	425-1120
浜名区 まちづくり推進課	585-1116
北行政センター	523-1114
天竜区 まちづくり推進課	922-0033

## (6) 現地調査の実施

申出を受け付けた場合、後日、市が申し出た農地等の現況確認のための調査を行います。

## 2 生産緑地地区指定申出書（様式第1号）について

### (1) 記載上の注意等（様式第1号）

※農地基本台帳をお持ちの方は、台帳を参考にしてください。

#### ≪ 第1面 ≫ ⇒ 記載例（10ページ）参照

「申出者」：申し出る農地等の所有権を有する者を記入。（印は認印で結構です。）

※2名以上の合同で申し出る場合は、代表となる者を記入。

#### 「(1) 農業等に従事している者の状況」

「①欄」：中心となって従事している者（筆頭経営主等）に○を記入。

「②氏名～⑤年齢」：農業に従事している者全員について記入。

「⑥申出者との続き柄（関係）」：本人、妻、子、小作人等について記入。

「⑦従事日数」：申し出る直近1年間の従事日数について記入。

#### ≪ 第2面 ≫ ⇒ 記載例（11ページ）参照

#### 「(2) 申し出る農地等の概要」

「①所在及び地番」：土地登記事項証明書に記載されている所在及び地番を記入。

※土地区画整理事業区域内で仮換地指定後の場合については、仮換地の街区番号、画地番号を記入。当該仮換地に対応する従前地の所在及び地番をカッコ書きで記入。

「②所有者氏名」：土地登記事項証明書の所有権に記載されている方を記入。

「③登記簿面積」：土地登記事項証明書に記載されている面積を記入。

「④実測面積」：一筆の土地の一部を申し出る場合 → 「一部」に○を付ける。

実測と登記簿面積が異なる場合 → 「相違」に○を付ける。

※この場合には、実測図を添付してください。

「⑤地目」：土地登記事項証明書に記載されている地目を記入。

「⑥農地等の状況」：耕作している作物を記入。

「⑦自・小作の別」：「自作地」か「貸付地」のどちらかに○を付ける。

#### 「(3) 農業施設等の概要」

「①施設の種類（数量）」：申し出る農地等に、現在ある施設について、具体的に記入。

「②面積」：施設の種類ごとに面積を記入。



(2) 添付書類 (①～④は必ず添付してください。⑤⑥は該当する場合のみ。)

① 位置図 (A4版、又はA3版で作成してください。)

- 農地等の位置及びその付近の状況が確認できる図面を添付してください。  
(例：浜松市地形図 (縮尺 2,500 分の 1)、住宅地図 等)
- 申し出る農地等の区域を赤鉛筆等により明示してください。
- 現況写真 (後述) の撮影方向を示す矢印を明示してください。
- 農業用倉庫等の既存施設がある場合は、そのおおよその位置を明示してください。

② 公図写し (縮尺 1/600 又は 1/500、A4版又はA3版で作成してください。)

- 申し出る農地等の区域を赤色で明示してください。
- 静岡地方法務局浜松支局及び市役所資産税課で交付しています。(有料)
  - 静岡地方法務局浜松支局 電話 454-1396
  - 浜松市役所資産税課

農地等が所在する区	交付窓口	電話番号
中央区、浜名区 (旧浜北区)	浜松市役所元目分庁舎 資産税課	457-2157
浜名区 (旧北区)	北行政センター 資産税課グループ	523-2879
天竜区	天竜区役所 資産税課グループ	922-0015

交付窓口は、農地等が所在する区によって異なります。

なお、土地区画整理事業区域内で仮換地が指定されている農地等については仮換地指定証明書及び仮換地図の写しを添付してください。証明窓口については、各土地区画整理事業施行者にお問い合わせください。

③ 土地登記事項証明書

- 申し出る全ての筆の土地登記事項証明書が必要です。登記事項要約書では受け付けできません。
- 静岡地方法務局浜松支局で発行しています。(有料)
  - 静岡地方法務局浜松支局 電話 454-1396

④ 現況写真

- 申し出る農地等の現況の状況が確認できる写真を添付してください。
- 写真が複数枚ある場合は番号を付け、位置図に写真番号を明示してください。
- 温室、農機具倉庫、及び駐車場等の施設は必ず撮影してください。施設の内部も必ず撮影してください。
- 申し出る農地等の区域を赤色で明示してください。

⑤ 実測図 (測量図面) ⇒ 記載例 (12、13 ページ) 参照

- 土地登記事項証明書に記された土地の面積で申し出る場合は必要ありません。
- 土地の一部を申し出る場合又は実測面積と登記簿面積が異なる場合に添付してください。

⑥ 承諾書 (様式第3号) ⇒ 記載例 (16 ページ) 参照

300 m<sup>2</sup>の農地等を、既に生産緑地地区に指定されている農地等に接続して申し出る場合に必要です。

### 3 生産緑地地区指定同意書（様式第2号）について

#### (1) 記載上の注意等（様式第2号）⇒ 記載例（15ページ）参照

※申出者（農地等所有者）本人の同意も必要になります。

「指定申出者」：申し出る農地等の所有権を有する者を記入。（様式第1号と同じ。）

※2名以上の合同で申し出る場合は、代表となる者を記入。

「①所在及び地番」：指定申出書（様式第1号（第二面））（2）申し出る農地等の概要に記入する全ての農地等について記入。

「②権利別」：農地等所有権及びその農地等に関する全ての権利について記入。

「④権利者氏名」：印は、実印としてください。（実印のないものは申出できません。）

#### (2) 添付書類

##### ① 印鑑登録証明書（法人にあっては、これに類する印鑑証明書）

土地登記事項証明書に記載されている関係権利者等、指定を申し出る農地等に係る全ての権利者の同意と印鑑登録証明書が必要です。農協や銀行などからお金を借りている方は、ご注意ください。

なお、印鑑登録証明書は、区役所の区民生活課、行政センター、支所、協働センター（一部除く）、市民サービスセンター、ふれあいセンター（一部除く）及びコンビニエンスストア等で発行しています（有料）。詳しくは、最寄の区役所区民生活課または行政センターへお問い合わせください。

#### < 区役所の区民生活課・行政センター 電話番号 >

中央区 区民生活課	457-2121	東行政センター	424-0153
		南行政センター	425-1346
		西行政センター	597-1115
浜名区 区民生活課	585-1112	北行政センター	523-1116
天竜区 区民生活課	922-0019		

#### (3) 所轄税務署からの生産緑地地区指定同意書

相続税の納税猶予に伴い申し出る農地等に財務省（旧大蔵省）の抵当権が設定されている場合は、税務署の同意が必要になりますので、所轄税務署にお問合せください。なお、税務署の同意書は、税務署から所有者に送付されます。

税務署名	電話番号	管轄する区
浜松西税務署	555-7111	中央区（旧中区、旧西区）、浜名区の一部（旧北区）
浜松東税務署	458-1112	中央区（旧東区、旧南区）、浜名区（旧浜北区）、天竜区

## (様式第1号 (第二面))

### 記載例

#### (2) 申し出る農地等の概要

① 所在及び地番	② 所有者氏名	③ 登記簿面積	④ 実測面積	⑤ 地目	⑥ 農地等の状況	⑦ 自・小作の別
浜松市中央区元城町 0-0	浜松 太郎	1000㎡	一部 相違 ㎡	畑	ねぎ きく	自作地 貸付地
浜松市中央区元城町 0-1	浜松 花子	500㎡	一部 相違 ㎡	田	米	自作地 貸付地
			一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
			一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
			一部 相違 ㎡			自作地 貸付地

④実測面積欄は、一筆の土地の一部を申し出る場合、又は登記簿面積が300㎡未満だが、実測面積で300㎡以上の場合のみ記入してください。

#### (3) 農業施設等の概要

① 施設の種類(数量)	② 面積	① 施設の種類(数量)	② 面積
ビニールハウス(2)	200㎡	( )	㎡
農機具収納小屋(1)	20㎡	( )	㎡

申し出る農地等に存する農業施設等(温室、農機具倉庫、及び駐車場等)は、全て記入してください。

# (様式第1号 (第一面))

## 生産緑地地区指定申出書

(あて先) 浜松市長

令和 6年 1月 4日

例

※この欄は記入しないでください。

No.

申出者 (農地所有者)	住所 浜松市中央区元城町 0-0
	ふりがな は ま ま つ た ろ う
	氏名 浜 松 太 郎 印
	電話 ( 053 ) 457 - 0000

(※ 2名以上の所有者が合同で申し出る場合は、代表となる所有者)

次の土地について、生産緑地法第3条の規定により、生産緑地地区(都市計画法第8条第1項第14号)に指定したいので申し出ます。

(1) 農業等に従事している者の状況

(※ ⑦従事日数は、申し出る直近1年間における従事日数について書いてください。)

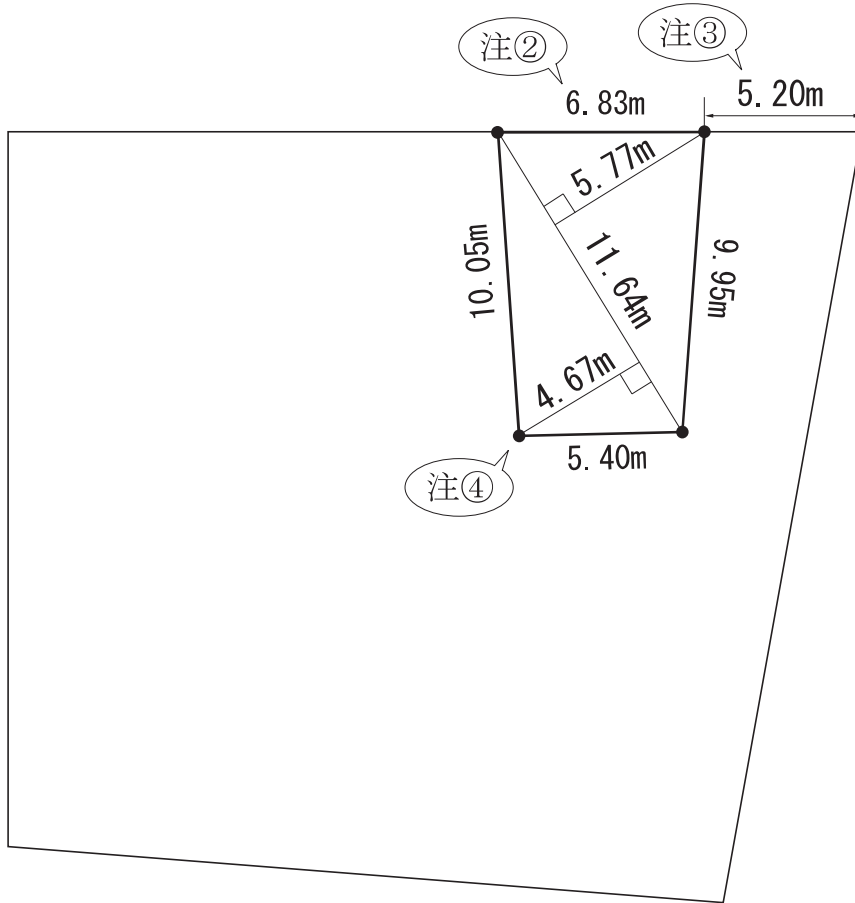
①	② 氏名	③ 住所	④ 生年月日	⑤ 年齢	⑥ 申出者との 続柄(関係)	⑦ 従事 日数
○	浜松 太郎	浜松市中央区元城町 0-0	明 大 21年1月1日 昭	77歳	本人	100日
	浜松 花子	同上	明 大 31年2月2日 昭	67歳	妻	50日
	浜松 一郎	同上	明 大 51年3月3日 昭	47歳	子	90日
	浜松 二郎	同上	明 大 53年4月4日 昭	45歳	子	30日
			明 大 年 月 日 昭	歳		日

- ・ 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。
- ・ ①欄は、中心となって従事している者(筆頭経営主等)に○を記入してください。

# 実測図（記載例）

注①

所在及び地番 中央区元城町〇-〇



(縮尺 1/〇〇〇)

注⑤

除外する面積  $(11.64\text{m} \times 4.67\text{m} \div 2) + (11.64\text{m} \times 5.77\text{m} \div 2) = 60.7608 \text{ m}^2$

注⑥

申請する面積  $638 \text{ m}^2 - 60.7608 \text{ m}^2 = 577.2392 \text{ m}^2$   
 $= 577 \text{ m}^2$

注⑦

注⑧

(申出者氏名) 浜松 太郎

印

## ■実測図の作成上の注意

- ・実測図は筆ごとに作成してください。
- ・申出者、又はご家族等が実測図を作成することが困難な場合は、自己負担にて土地家屋調査士に作成を依頼してください。

## ■実測図の記載上の注意

- 注①：筆の所在及び地番を記載してください。
- 注②：除外する土地を求積するために実測した辺の長さ等を、1cm 単位まで記載してください。
- 注③：除外する土地の位置が現地で確認できるように、除外する土地の辺の長さ以外も適宜記載してください。
- 注④：杭の位置を「●」印で記入してください。
- 注⑤：除外する面積は、三斜求積、又は座標求積で計算してください。
- 注⑥： $(\text{筆の登記簿面積}) - (\text{除外する面積}) = (\text{申請する面積})$  としてください。
- 注⑦：最終的な計算結果（申請する面積）の小数点以下は切り捨ててください。
- 注⑧：指定申出書（様式第1号）で使用した印鑑でご捺印ください。

## ■その他の注意

- ・除外する土地の区域や辺の長さが現地で確認できるように、杭などを設置してください。

# (様式第2号) 生産緑地地区指定同意書

令和 6年 1月 4日



指定申出者 住所 浜松市中央区元城町 〇―〇  
(農地等所有者)

氏名 浜松太郎

(※ 2名以上の所有者が合同で申し出る場合は、代表となる所有者)

次に掲げる土地における生産緑地地区に関する都市計画の案について、生産緑地法第3条第2項の規定による権利者として同意します。

① 所在及び地番	② 権利別	③ 権利者住所	④ 権利者氏名
浜松市中央区元城町 〇―〇	所有権	浜松市中央区元城町 〇―〇	浜松太郎 実印
浜松市中央区元城町 〇―〇	抵当権	浜松市中央区雄踏町 〇―〇	〇×銀行 代表取締役 雄踏一郎 実印
浜松市中央区元城町 〇―1	所有権	浜松市中央区元城町 〇―〇	浜松花子 実印
浜松市中央区元城町 〇―1	抵当権	浜松市中央区舞阪町 〇―〇	〇×農協 代表理事組合長 舞阪三郎 実印
			実印

(注意) 1 ②権利別欄は、農地等所有権、及びその農地等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。

2 権利者が法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、及び代表者の氏名を記入してください。

3 権利者の印は、実印としてください。(実印のないものについては、申出ができません。)

4 なお、この同意書に、関係権利者全員の印鑑登録証明書(法人にあつては、これに類する印鑑証明書)を添付して、市に提出してください。



# 承諾書

令和 年 月 日

(申出者) 浜松 太郎 様

住所 浜松市浜名区小松〇-〇

承諾者  
(農地等所有者)

氏名 浜北 二郎 ⑩

電話 053-000-0000

次に掲げる生産緑地地区と一団の農地等として、生産緑地地区指定希望を申し出ること承諾します。

## 生産緑地地区の概要

(1) 所在及び地番	(2) 農地等所有者氏名
浜松市中央区元城町〇-〇	浜北 二郎
浜松市中央区元城町〇-1	天竜 一郎
浜松市中央区元城町〇-2	三ヶ日 四郎
※ (3) 都市計画決定年月日等	年 月 日 第 号
※ (4) 一団番号	—

(注意) 1 生産緑地地区の農地等所有者が複数の場合は、代表する者が承諾してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。



## 4 その他ご注意していただくこと ※必ずお読みください。

### (1) 申請内容に変更が生じた場合

書類提出後、下記の記載内容に変更が生じた場合には、提出した区役所担当課（7ページ参照）へ必ずご連絡ください。

- 生産緑地地区指定申出書（様式第1号）
  - 「(1) 農業等に従事している者の状況」
  - 「(2) 申出する農地等の状況」
  - 「(3) 農業施設等の概要」
- 生産緑地地区指定同意書（様式第2号）

### (2) 申請の取下げをする場合

書類提出後の申出取下げは、申請年度の3月末日までに、提出した区役所担当課（7ページ参照）へ必ずご連絡ください。

### (3) 指定された場合の通知

指定を申請した農地等が生産緑地地区に指定（申し出た時期の翌年度12月下旬までに都市計画決定）された後に、申出者の方へ文書で通知します。

その後、生産緑地法第6条の規定により、市が生産緑地地区である旨の標識を設置します。

### (4) その他事項

生産緑地地区に指定された農地等を土地所有者の都合で廃止することはできませんのでご注意ください。



# (様式第1号 (第一面))

## 生産緑地地区指定申出書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

※この欄は記入しないでください。	( ) 区
	No.

申出者 (農地所有者)	住所	
	ふりがな	
	氏名	印
	電話 ( ) -	

(※ 2名以上の所有者が合同で申し出る場合は、代表となる所有者)

次の土地について、生産緑地法第3条の規定により、生産緑地地区(都市計画法第8条第14号)に指定したいので申し出ます。

(1) 農業等に従事している者の状況 (※ ⑦従事日数は、申し出る直近1年間における従事日数について書いてください。)

①	② 氏名	③ 住所	④ 生年月日	⑤ 年齢	⑥ 申出者との 続き柄(関係)	⑦ 従事 日数
			大 平 昭 年 月 日	歳		日
			大 平 昭 年 月 日	歳		日
			大 平 昭 年 月 日	歳		日
			大 平 昭 年 月 日	歳		日
			大 平 昭 年 月 日	歳		日

- ・ 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。
- ・ ①欄は、中心となって従事している者(筆頭経営主等)に○を記入してください。

## (様式第1号 (第二面))

### (2) 申し出る農地等の概要

① 所在及び地番	② 所有者氏名	③ 登記簿面積	④ 実測面積	⑤ 地目	⑥ 農地等の状況	⑦ 自・小作の別
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地

④実測面積欄は、一筆の土地の一部を申し出る場合、又は登記簿面積が300㎡未満だが、実測面積で300㎡以上の場合のみ記入してください。

### (3) 農業施設等の概要

① 施設の種類(数量)	② 面積	① 施設の種類(数量)	② 面積
( )	㎡	( )	㎡
( )	㎡	( )	㎡

申し出る農地等に存する農業施設等(温室、農機具倉庫、及び駐車場等)は、全て記入してください。

# (様式第2号) 生産緑地地区指定同意書

年 月 日

指定申出者 住所 \_\_\_\_\_  
(農地等所有者)

氏名 \_\_\_\_\_

(※ 2名以上の所有者が合同で申し出る場合は、代表となる所有者)

次に掲げる土地における生産緑地地区に関する都市計画の案について、生産緑地法第3条第2項の規定による権利者として同意します。

① 所在及び地番	② 権利別	③ 権利者住所	④ 権利者氏名
			実印
			実印
			実印
			実印
			実印

- (注意)
- ②権利別欄は、農地等所有権、及びその農地等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
  - 権利者が法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
  - 権利者の印は、実印としてください。(実印のないものについては、申出ができません。)
  - なお、この同意書に、関係権利者全員の印鑑登録証明書(法人にあつては、これに類する印鑑証明書)を添付して、市に提出してください。



(様式第3号)

# 承諾書

年 月 日

(申出者) 様

住所

承諾者  
(農地等所有者)

氏名

印

電話

次に掲げる生産緑地地区と一団の農地等として、生産緑地地区指定希望を申し出ることにより承諾します。

## 生産緑地地区の概要

(1) 所在及び地番	(2) 農地等所有者氏名
※ (3) 都市計画決定年月日等	平成 年 月 日 第 号 令和
※ (4) 一団番号	—

- (注意) 1 生産緑地地区の農地等所有者が複数の場合は、代表する者が承諾してください。  
2 ※印の欄は、記入しないでください。